

南部町立中学校運動部活動指針

平成30年4月
南部町教育委員会

1 運動部活動方針策定の趣旨等

南部町教育委員会では、「やまなし運動部活動ガイドライン」の趣旨に則り、南部町立中学校の生徒にとって望ましい運動部活動の環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が地域、学校等に応じて最適な形で実施されるよう、学校における体制整備等を推進するため、「南部町立中学校運動部活動方針」を策定する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

校長及び運動部顧問は、生徒、保護者及び地域の理解や協力体制を整えるため、以下の点に取り組む。

- ◆校長は、学校教育目標の実現に向けて県ガイドライン及び南部町教育委員会が策定した方針に則り、毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- ◆運動部顧問は、「学校の運動部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

【公表する場の設定例】

- ・PTA総会等で学校経営方針とともに、運動部活動にかかる活動方針を説明する。
- ・「学校の運動部活動に係る活動方針」をホームページなどへ掲載する。
- ・全校の保護者が集まる機会に、運動部活動毎の懇談会等を設定して、活動計画について説明を行い、保護者への理解と協力を求める。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ①町教育委員会は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上、並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- ②町教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置することとし、部活動指導員の任用・配置に当たっては、定期的に研修を行う。
- ③校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、運動部顧問を複数配置し、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部活動を設置する。
- ④校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図る。
- ⑤校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- ⑥町教育委員会及び校長は、教員の適切な部活動指導の観点から、法令に則り、業務改善及

び勤務時間管理等を行う。

- ⑦町教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、地域におけるスポーツ環境整備を進める。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 校長及び運動部活動顧問は、運動部活動実施に当たり、「運動部活動での指導ガイドライン」（平成25年5月文部科学省）に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- (2) 運動部顧問及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (3) 運動部顧問及び外部指導者は、適切な健康管理を行い、専門的見地を有する保健体育担当教諭や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、原則として以下の基準とする。

【留意点】

- ・長期休業中は、学期中の休業日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・きずなの日 は休養日とし、教員と生徒がふれあう時間を創出する。
- ・定期試験前の一定期間は休養日とし、生徒が学習時間を確保できるように配慮する。

- ◆学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、教育内大会2週間前の週休日の両日活動は、生徒の負担を考慮した上で活動を認める。その他の期間に両日実施する場合には、事前に校長の承認を得た上で、休養日を他の日に振り替える。
- ◆生徒の1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。（練習試合や遠征などで半日を超える場合は、事前に校長に承認を得て、保護者・生徒の理解を得た上で実施する。）

- (2) 校長は、「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、スポーツ庁ガイドラインを踏まえるとともに、県ガイドライン及び本方針に則り、各運動部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

5 参加する大会や練習試合等の見直し

- (1) 町教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催されている様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。
- (2) 校長及び運動部顧問は、教育内大会以外の大会や練習試合等について、以下の点に配慮し、見直しを行う。

- ◆校長は、大会の教育的意義、生徒や運動部顧問、保護者の負担等が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- ◆運動部顧問は、シーズン期とシーズン期以外の活動が、メリハリのついた活動となるよう、参加する大会等を精選し、年間活動計画に参加する大会等を位置付ける。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- (1) 校長は、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができるよう考慮する。新たな運動部活動創部については、生徒・教員数の動向、生徒や保護者の意向、継続的な運営の可能性を考慮し、慎重に検討する。
- (2) 校長は、部員数の減少等に伴い、大会等に出場する人数を満たさなくなった場合は、生徒の活動機会が損なわれることがないように、複数校合同チームや合同練習などの取組を推進する。
- (3) 校長は、部活動の統合や休部・廃部を検討する場合には、所属する生徒やその保護者に対して議論の過程や検討結果などを十分説明し、丁寧に対応する。

7 その他

本方針は、平成30年4月1日から適用する。